

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		災害の拡大防止措置の指示
根拠法令(例規)及び条項		災害対策基本法 第 59 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 36 年法律第 223 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		危機管理対策室
処 分 基 準	基 準	1. 次のいずれかに該当するときは、災害の拡大するおそれのある設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対して、必要な指示をすることができる。 (1) 災害に関する予報又は警報が発せられている場合において、その規模、程度その他の状況を総合的に判断して放置することによって倒壊、損壊、その他の被害が生じるおそれがある設備又は施設で、当該倒壊等によって次に掲げる事態が発生するおそれがあるとき。 ア 人命に危害を及ぼすとき イ 災害が発生した場合に応急措置又は住民の避難に著しく被害を及ぼすとき。 ウ 他の設備又は施設に著しく被害を及ぼすとき。 (2) 火災の規模、延焼の状況、飛び火の状況、天候の状況その他火災の状況を総合的に判断して火災が発生するおそれがある場合において、放置することによって爆発その他の危険を発生させ、又は火災を著しく拡大するおそれのある危険物又は大量の可燃物を保管する設備又は施設で、延焼の方向、火災の規模その他の状況により防災上必要があると市長が認めたとき。 2. 「災害を拡大するおそれがある設備又は物件」とは、例えば、洪水に際して、多大な被害を生じさせる流木のようなもののことであり、「必要な措置」とは、補修、補強、移動等をいう。
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続き省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		従事命令、協力命令、保管命令等
根拠法令(例規)及び条項		災害対策基本法 第 71 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 36 年法律第 223 号
関 係 条 項		災害対策基本法 第 50 条第 1 項第 4 号から第 9 号 災害救助法 第 7 条から第 10 条
所 管 課 係 名		危機管理対策室
処 分 基 準	基 準	都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第五十条第一項第四号から第九号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第七条から第十条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。 災害対策基本法 第五十条 四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 六 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項 七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 八 緊急輸送の確保に関する事項 九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項 災害救助法 第七条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。 2 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、都道府県知事が第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。

		3 前二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令で定める。 4 第五条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。 5 第一項又は第二項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。 第八条 都道府県知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。 第九条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。 2 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。 第十条 前条第一項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。 2 都道府県知事は、前条第一項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。 3 第六条第三項から第五項までの規定は、前二項の場合に準用する。
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備	考	意見陳述の手続き省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		措置の実施指示
根拠法令(例規)及び条項		大規模地震対策特別措置法 第 23 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 53 年法律第 7 号
関 係 条 項		大規模地震対策特別措置法 第 7 条第 1 項、第 2 項、第 6 項、第 8 条第 2 項
所 管 課 係 名		危機管理対策室
処 分 基 準	基 準	市長は、警戒宣言が発せられた場合において、第七条第一項又は第二項に規定する者で同条第六項又は第八条第二項の規定による送付をしていないもの（政令で定める者を除く。）が管理し、又は運営する施設又は事業に関し、当該地震の発生により危険な事態が生ずるおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、その者に対し、執るべき措置を明示してこれを直ちに実施すべきことを指示することができる。 第七条 強化地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者（前条第一項に規定する者を除く。）は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、地震防災応急計画を作成しなければならない。 一 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入する施設 二 石油類、火薬類、高压ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設 三 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業 四 前三号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業 2 第三条第一項の規定による強化地域の指定の際、当該強化地域内において前項の政令で定める施設又は事業を現に管理し、又は運営している者（前条第一項に規定する者を除く。）は、当該指定があつた日から六月以内に、地震防災応急計画を作成しなければならない。 6 第一項又は第二項に規定する者は、地震防災応急計画を作成したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく当該地震防災応急計画を都道府県知事に届け出るとともに、その写しを市長に送付しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

		第八条 2 地震防災規程を作成した者は、前条第六項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その地震防災規程の写しを市長に送付しなければならない。地震防災規程を変更したときも、同様とする。
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続き省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		地震防災応急対策の実施指示
根拠法令(例規)及び条項		大規模地震対策特別措置法 第 23 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 53 年法律第 73 号
関 係 条 項		大規模地震対策特別措置法 第 7 条第 6 項、第 8 条第 2 項、第 21 条第 2 項
所 管 課 係 名		危機管理対策室
処 分 基 準	基 準	市長は、警戒宣言が発せられた場合において、第七条第六項又は第八条第二項の規定による送付をした者（政令で定める者を除く。）が第二十一条第二項の規定による地震防災応急対策の実施をしていないことが明らかであると認めるときは、その者に対し、直ちにその実施をすべきことを指示することができる。 第七条 6 第一項又は第二項に規定する者は、地震防災応急計画を作成したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく当該地震防災応急計画を都道府県知事に届け出るとともに、その写しを市長に送付しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 第八条 2 地震防災規程を作成した者は、前条第六項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その地震防災規程の写しを市長に送付しなければならない。地震防災規程を変更したときも、同様とする。 第二十一条 2 警戒宣言が発せられたときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、地震防災応急計画を作成した者その他法令の規定により地震防災応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は地震防災計画の定めるところにより、地震防災応急対策を実施しなければならない。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続き省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		物件の除去等の指示
根拠法令(例規)及び条項		大規模地震対策特別措置法 第 23 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 53 年法律第 73 号
関 係 条 項		大規模地震対策特別措置法 第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 2 項
所 管 課 係 名		危機管理対策室
処 分 基 準	基 準	市長は、警戒宣言が発せられたときは、当該地震の発生により危険な事態を生ずるおそれがあると認められる物件の占有者、所有者又は管理者（第六条第一項又は第七条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）に対し、地震災害の発生の防止又は軽減を図るため必要な限度において、直ちに当該物件の除去、保安その他必要な措置を執るべきことを指示することができる。 第六条 第三条第一項の規定による強化地域の指定があつたときは、指定行政機関の長（指定行政機関が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の委員会若しくは災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては第十一条第六項第三号及び第十三条第一項を除き当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があつた場合にあっては当該事務については当該委任を受けた指定地方行政機関の長をいう。以下同じ。）及び指定公共機関（指定公共機関から委任された業務については、当該委任を受けた指定地方公共機関。以下同じ。）は災害対策基本法第二条第九号に規定する防災業務計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 地震防災応急対策に係る措置に関する事項 二 避難地、避難路、消防用施設その他当該大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項 三 当該大規模な地震に係る防災訓練に関する事項その他当該大規模な地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの 第七条 強化地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者（前条第一項に規定する者を除く。）は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、地震防災応急計画を作成しなければならない。 一 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入する施設

		二 石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設 三 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業 四 前三号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業 2 第三条第一項の規定による強化地域の指定の際、当該強化地域内において前項の政令で定める施設又は事業を現に管理し、又は運営している者（前条第一項に規定する者を除く。）は、当該指定があつた日から六月以内に、地震防災応急計画を作成しなければならない。
	処分基準の未設定理由	㉚：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備	考	意見陳述の手続き省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		応急措置業務への従事命令
根拠法令(例規)及び条項		災害対策基本法 第 65 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 36 年法律第 223 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		危機管理対策室
処 分 基 準	基 準	市長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続き省略

不利益処分の処分基準

(平成年 4 月 1 日作成)

処 分 名		居住者等への水防業務従事命令
根拠法令(例規)及び条項		水防法第 24 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 24 年法律第 193 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		危機管理対策室
処 分 基 準	基 準	水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。 【補則】 「水防のやむを得ない必要があるとき」とは、洪水等の被害による具体的な危険が現に発生している場合又は明らかにその発生が予知される場合であって、当該従事命令が客観的に妥当であると判断されるときのことをいう。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続き省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		協力命令、保管命令
根拠法令(例規)及び条項		大規模地震対策特別措置法第 27 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 53 年法律第 73 号
関 係 条 項		大規模地震対策特別措置法第 21 条第 1 項第 4 号から第 8 号、 災害救助法第 8 条から第 10 条
所 管 課 係 名		危機管理対策室
処 分 基 準	基 準	都道府県知事は、第二十一条第一項第四号から第八号までに掲げる事項について地震防災応急対策に係る措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第八条から第十条までの規定の例により、協力命令若しくは保管命令を発し、土地、家屋若しくは物資を使用し、若しくは物資を収用し、又はその職員に物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立入検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を徴することができる。 大規模地震対策特別措置法 第 2 1 条第 1 項第 4 号～第 8 号 四 施設及び設備の整備及び点検に関する事項 五 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項 六 緊急輸送の確保に関する事項 七 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項 八 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項 災害救助法 第八条 都道府県知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。 第九条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。 2 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。 第十条 前条第一項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を

		使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。 2 都道府県知事は、前条第一項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。 3 第六条第三項から第五項までの規定は、前二項の場合に準用する。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備	考	意見陳述の手続き省略